

射水市監査委員告示第 11 号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（平成29年射水市監査委員告示第7号）に準拠して令和元年11月に実施した総務課、管財契約課、検査監、選挙管理委員会事務局及び議事調査課の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年11月21日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 竹内 美津子

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(財務管理部) 総務課、管財契約課、検査監
(選挙管理委員会) 選挙管理委員会事務局
(議会事務局) 議事調査課

(2) 選定理由

総務課、管財契約課、検査監、選挙管理委員会事務局及び議事調査課の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間 (監査範囲)
監査委員監査	総務課	平成30年10月26日から11月9日まで(平成29年度及び30年度4月～9月執行分) (監査委員監査)
	選挙管理委員会事務局	
	管財契約課	平成30年10月26日から11月9日まで(平成29年度及び30年度4月～9月執行分) (書面監査)
	検査監	
	議事調査課	

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、平成30年度及び令和元年度4月～9月に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。

	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
	カ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は确实に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

総務課、管財契約課、検査監、選挙管理委員会事務局及び議事調査課の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

なお、議事調査課に関する監査について、竹内 美津子監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

5 監査の期間

令和元年10月25日から同年11月11日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 総務課・選挙管理委員会事務局

総務課・選挙管理委員会事務局は、防災・危機管理、条例・規則の審査・公布及び情報管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 防災・危機管理の統括に関すること
- ② 条例、規則等の審査、公布及び編纂に関すること
- ③ 情報公開に関すること
- ④ 選挙管理委員会に関すること
- ⑤ 庁内ネットワーク及びサーバ、端末等の管理に関すること
- ⑥ 庁内電算化及び電子自治体の推進に関すること

(2) 管財契約課

管財契約課は、市有財産の維持管理、入札及び工事等の検査に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市有財産の維持、管理及び処分に関すること
- ② 公共用地の取得、処分及び登記事務の手續に関すること
- ③ 入札及び契約に関すること

(3) 検査監

検査監は、工事等の検査に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 工事等の検査に関すること
- ② 工事等の設計積算、技術指導に関すること。

(4) 議事調査課

議事調査課は、議会、議員に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 議会本会議、委員会及び協議会に関すること。
- ② 議案及び請願書等に関すること。
- ③ 議会広報に関すること。
- ④ 政務活動費に関すること。

2 監査対象課の職員数の直近数年間の推移

(単位：名)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
総務課・選挙管理委員会事務局	11	12	12
管財契約課	11	11	13

検査監	3	2	—
議事調査課	5	5	5

3 予算・決算の状況

(1) 総務課・選挙管理委員会

歳入

(単位：千円)

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	現計予算額	決算額	決算額
13-1-1 総務費使用料	2	2	1
14-3-1 総務費国庫委託金	17,519	59	33
15-2-1 総務費県補助金	2,391	—	2,944
15-3-1 総務費県委託金	51,805	11,495	28,401
20-4-1 総務費受託事業収入	—	274	291
20-5-2 雑入	10	14	88
21-1-1 総務債	—	2,000	—
	71,727	13,845	31,758

歳出

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	現計予算額	決算額	決算額
2-1-1 一般管理費	47,046	46,712	44,408
2-1-3 文書広報費	3,602	5,634	3,470
2-1-8 行政情報推進費	284,648	273,303	246,442
2-1-10 公平委員会費	383	271	195
2-1-16 防災対策費	35,092	45,750	47,077
2-4-1 選挙管理委員会費	602	468	544
2-4-2 選挙啓発費	153	141	140
2-4-3 参議院議員通常選挙費	29,517	—	—
2-4-3 射水市長選挙及び射水市議会議員選挙費	—	—	24,787
2-4-3 庄東用土地改良区総代選挙費	—	28	—
2-4-4 射水平野土地改良区総代選挙費	—	—	291
2-4-5 金山土地改良区総代選挙費	—	51	—
2-4-6 大門町土地改良区総代選挙費	—	195	—
2-4-11 衆議院議員総選挙費	—	—	25,686
2-4-14 県議会議員選挙費	19,286	8,946	—

2-4-52 海区漁業調整委員会 委員選挙費	—	39	
	420,329	381,538	393,040

(2) 管財契約課
歳入

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	現計予算額	決算額	決算額
13-1-1 総務費使用料	1,727	1,848	1,978
16-1-1 財産貸付収入	5,234	6,601	6,278
16-2-1 不動産売払収入	68,001	55,637	19,437
16-2-2 物品売払収入	1	5	9
20-5-2 雑入	10,092	15,649	11,119
合計	85,055	79,742	38,821

歳出

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	現計予算額	決算額	決算額
2-1-6 財産管理費	236,512	668,346	831,816
2-1-5 会計管理費	—	—	8,398
合計	236,512	668,346	840,214

(3) 検査監
歳出

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	現計予算額	決算額	決算額
会計管理費	10,147	8,537	—
合計	10,147	8,537	—

(4) 議事調査課
歳入

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	現計予算額	決算額	決算額
21-5-2 雑入	378	—	—
合計	378	—	—

歳出

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	現計予算額	決算額	決算額
1-1-1 議会費	229,765	229,961	235,961

合計	229,765	229,961	235,961
----	---------	---------	---------

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については記述を省略した。

○意見

- (1) 防災士について、市内全域にバランスよく配置されるよう、また、女性防災士の養成を推進するよう努められたい。
- (2) 災害情報の伝達方法として、デジタル防災行政無線や防災・緊急情報メールの活用など、市民への一層の周知を図り、引き続き備蓄品等の適切な管理に努められたい。

(総務課)

- (1) 未利用の市有地について、可能な限り土地ごとの固有の課題を解決し、積極的な売却を図り、今後さらなる財源の確保に努められたい。
- (2) 公用車の管理については、安全性を考慮しながら更新基準を定めるなど、適切に実施するよう努められたい。

(管財契約課)